

# 給与勧告のしくみと 今回の勧告のポイント

令和2年10月  
北海道人事委員会

# 目 次

1	人事委員会勧告制度	
①	給与勧告とは	1
②	給与勧告の対象職員	2
2	給与改定	
	今回の勧告のポイント	3

## 人事委員会とは

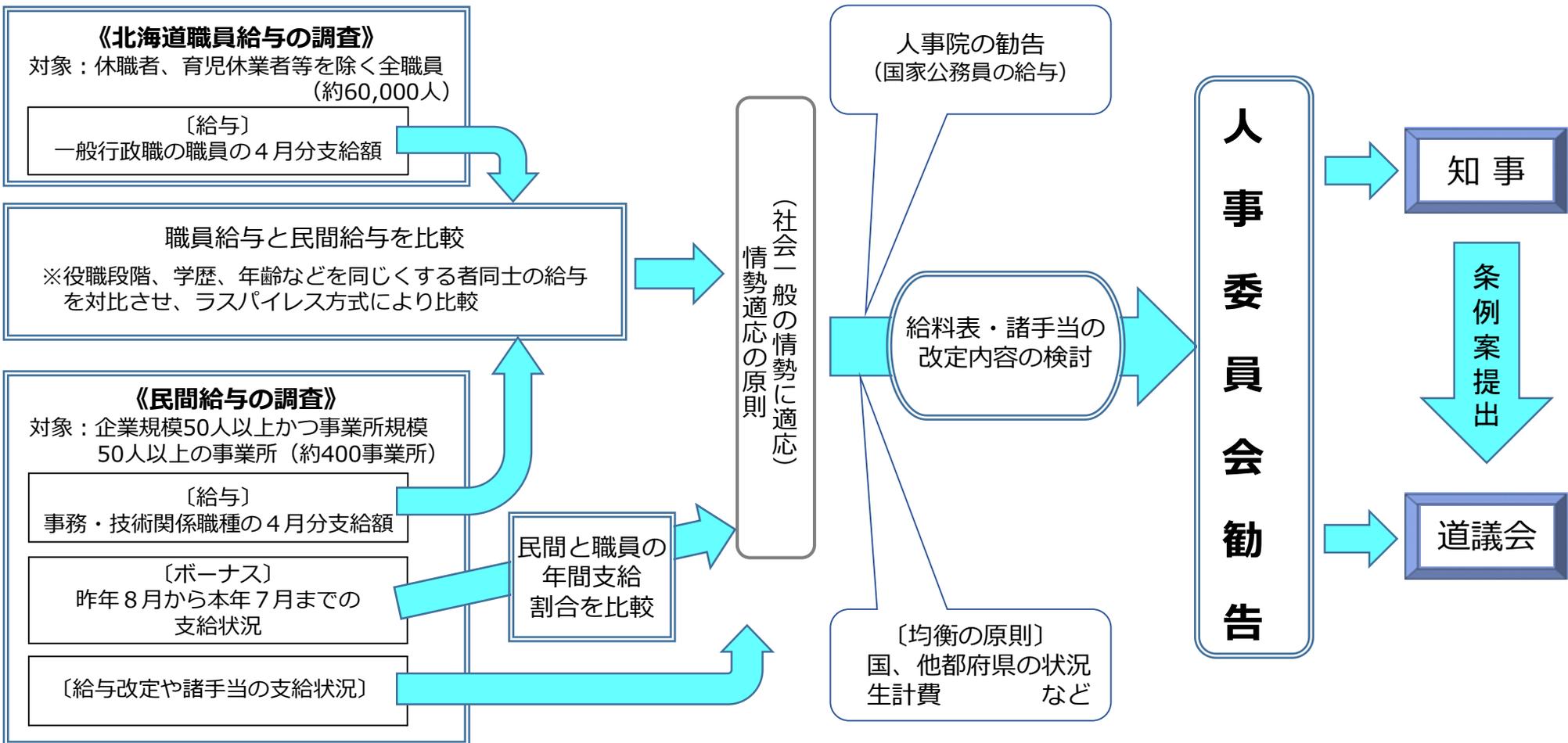
人事委員会は、都道府県や政令指定都市などに設置される行政委員会で、3名の委員による合議制により、専門的・中立的な立場から、人事行政に関する調査研究を行うとともに、次のような役割を担っています。

- ① 準司法的権限：任命権者と職員との間の紛争を裁定  
(勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分の審査請求の審査など)
- ② 準立法的権限：人事委員会規則を制定  
(各種内部手続の規則、初任給や昇格・昇給の基準に関する規則など)
- ③ 行政的権限：給与勧告や条例の制定・改廃への意見申出、競争試験・選考の実施など

# 1 - ① 給与勧告とは

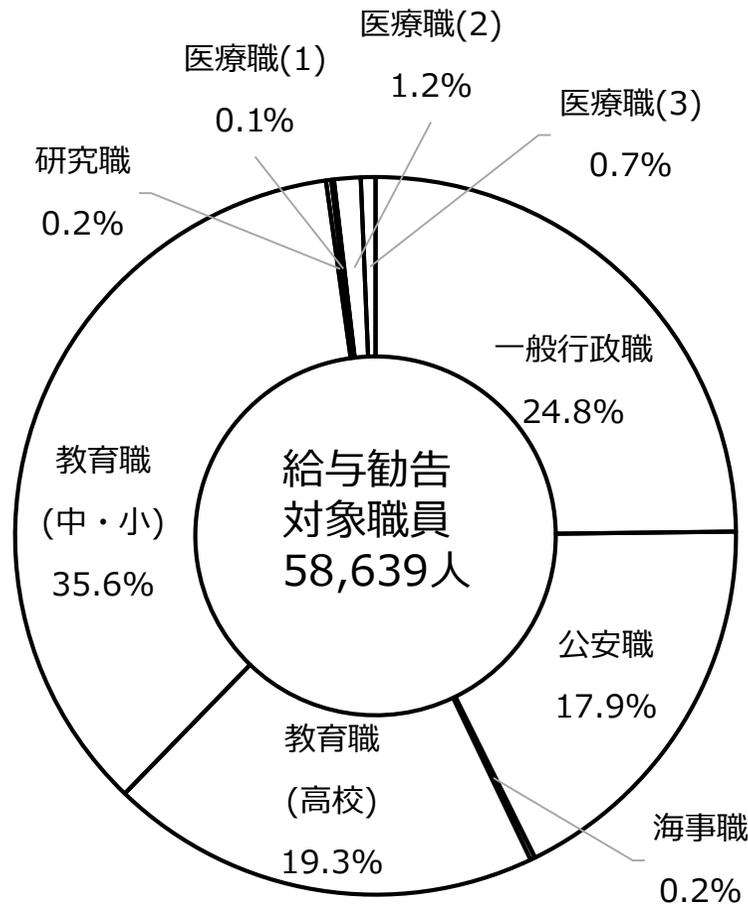
給与勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有しています。

勧告が実施され、職員について適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。



# 1 - ② 給与勧告の対象職員

令和2年4月1日現在の給与勧告対象職員は、58,639人（平均年齢42.1歳）です。このうち、民間給与との比較を行っている一般行政職の職員は、14,549人（平均年齢41.8歳）です。



給料表	職員の例	職員数(人)	平均年齢(歳)
一般行政職	事務・技術員	14,549	41.8
公安職	警察官	10,492	37.3
海事職	船員	126	40.6
教育職(高校)	高校、特別支援学校の教員	11,334	44.5
教育職(中・小)	小・中学校の教員	20,848	43.4
研究職	研究員	138	42.4
医療職(1)	医師	70	48.9
医療職(2)	獣医師、薬剤師、栄養士	698	42.3
医療職(3)	保健師、看護師	384	43.4
計		58,639	42.1

(注) この表は、再任用職員、休職者等を除いて集計しています。  
また、給与勧告対象外の技能労務職員、企業職員及び病院事業職員は含まれていません。

## 2 給与改定

### <今回の勧告のポイント>

- ◇ ボーナス（期末・勤勉手当）を引下げ △0.05月分
  - ・ 職員の年間支給月数（4.50月）が民間の支給割合（4.44月）を0.06月分上回っていることなどから、0.05月分引下げ（4.45月に改定）
  - ・ 引下げ分は、期末手当の支給月数に反映
  - ・ 実施時期は、この改定を実施するための条例の公布日

一般行政職（平均年齢41.8歳）の勧告後の年間給与 604.2万円（勧告前との差△1.8万円）

- ◇ 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

### （参考） 近年の給与勧告の実施状況

年度	月例給		ボーナス（期末・勤勉手当）		一般行政職の平均年収	
	改定額	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成22年	△934円	△0.23%	3.95月	△0.20月	△9.6万円	△1.46%
平成23年	△1,046円	△0.26%	3.95月	－	△1.7万円	△0.26%
平成24年	－	－	3.95月	－	－	－
平成25年	－	－	3.95月	－	－	－
平成26年	862円	0.22%	4.05月	0.10月	5.3万円	0.85%
平成27年	578円	0.15%	4.10月	0.05月	2.8万円	0.44%
平成28年	657円	0.17%	4.30月	0.20月	8.6万円	1.37%
平成29年	484円	0.13%	4.40月	0.10月	4.5万円	0.73%
平成30年	628円	0.17%	4.45月	0.05月	2.9万円	0.47%
平成31年	435円	0.12%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.42%
令和2年	別途必要な報告・勧告を予定		4.45月	△0.05月	△1.8万円	△0.30%



## 新北海道スタイル

### 北海道人事委員会事務局給与課

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

電話：011-204-5656（直通）

F A X：011-232-2709

「令和2年 職員の給与に関する報告及び給与改定に関する勧告」はH  
Pに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hj/kuy/>